

# 開発等に伴う埋蔵文化財の手引き

(1) 建築・土木工事等を計画したら、文化課文化財保護推進室（飯塚市歴史資料館内）で工事計画地に埋蔵文化財が所在するかを確認してください。

(2) 工事計画地が埋蔵文化財包蔵地、もしくは試掘調査等がなされていない未調査の場所については文化課に以下の書類を提出していただきます。

## 【埋蔵文化財包蔵地の場合】

- ・「埋蔵文化財の所在の有無について（照会）」……………【別紙1】  
計画されている土地に埋蔵文化財が所在するかどうか確認するための書類です。
- ・「埋蔵文化財の〔届出・通知〕について」……………【別紙2】  
文化財保護法で定められた書類で、工事着工 60 日前までに提出してください。

## 【埋蔵文化財包蔵地ではないが未調査地の場合】

- ・「埋蔵文化財の所在の有無について（照会）」……………【別紙1】  
計画されている土地に埋蔵文化財が所在するかどうか確認するための書類です。

※飯塚市教育委員会では、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地であっても、工事中の遺跡の不時発見を避けるため事前の試掘調査あるいは土層確認のための立会いに協力をお願いする場合があります。

(3) 書類提出後に文化課文化財保護推進室で審査をします。審査の結果は回答文書等で送付します。

審査結果としては主に次のとおりです。

- 埋蔵文化財の有無・深度が不明な場合、または埋蔵文化財が所在する可能性があり工事により埋蔵文化財に何らかの影響が及ぶ可能性がある場合。  
⇒「**確認・試掘調査が必要**です」の旨、書類・電話で回答します。
- 埋蔵文化財が所在する可能性はあるが、工事内容などから埋蔵文化財に与える影響が小さいと判断できる場合。  
⇒「**(掘削) 工事時に立ち会います**」の旨、書類で回答します。
- 埋蔵文化財が所在する可能性はあるが、基礎等の掘削による影響がないと判断できる場合。  
⇒「**慎重に工事を実施してください**」の旨、書類で回答します。
- 埋蔵文化財が所在する可能性がないと判断された場合。  
⇒「**工事着工に支障なし**」の旨、書類で回答します。

(4) 審査の結果、確認・試掘調査と回答された場合は、以下の書類を提出していただきます。

- ・「文化財確認・試掘承諾書」……………【別紙3】  
確認・試掘調査を実施する場合に必要な土地所有者の承諾書です。

- ※1 確認・試掘調査をおこなう日程等については、担当係員と協議してください。
- ※2 確認・試掘調査に係る費用については、原則として文化課が負担します。
- ※3 確認・試掘調査に支障がある樹木・埋設物等について撤去をお願いする場合があります。
- ※4 舗装している場合は、事業者さまのご負担で試掘箇所にかッターを入れる必要があります。舗装の現状復旧はできませんので、ご了承ください。
- ※5 確認・試掘調査をおこなう際には、事前に事業者さまによる調査地周辺の住民の方へのお知らせを適宜お願いします。

(5) 確認・試掘調査の結果は、書類で報告します。

調査結果としては次のとおりです。

- ①埋蔵文化財が確認され、工事の掘削深度が埋蔵文化財の所在する深度より深い場合。  
⇒「**発掘調査が必要です**」の旨、回答します。
- ②埋蔵文化財が確認され、工事の掘削深度が埋蔵文化財の所在する深度と同程度の場合。  
⇒「**(掘削) 工事時に立ち会います**」の旨、回答します。
- ③埋蔵文化財が確認され、工事の掘削深度が埋蔵文化財の所在する深度まで及ばない場合。  
⇒「**慎重に工事を実施してください**」の旨、回答します。
- ④埋蔵文化財が確認できなかった場合。  
⇒「**工事着工に支障なし**」の旨、回答します。

(6) その後の手続き

**【上記(5)の①について】**

工事前に発掘調査を実施してください。発掘調査費用は原則として事業者負担となります。ただし、専用住宅建築の場合等には補助金で調査費用を補う制度があります。詳細は文化課にお問い合わせください。

**【上記(5)の②について】**

掘削工事時に立ち会いますので、事前に日程を文化課に連絡してください。工事の進め方については、文化課担当係員と協議してください。

ご記入のしかた

【別紙1】

第 号  
令和〇〇年□□月△△日

飯塚市教育委員会教育長 様

照会者の欄：建主・事業主体者さま  
のご住所・ご署名・お電話番号

(照会者)  
住所  
氏名  
(電話番号 - - )

提出代理者の欄：実際に書類の受け  
渡しをお願いできる方（設計業者・  
仲介業者様）のご住所・ご署名・お  
電話番号

(提出代理者)  
住所  
氏名  
(電話番号 - - )

埋蔵文化財の所在の有無について（照会）

下記所在地におきまして工事等を計画しておりますので、事前に埋蔵文化財の有無の確認等、審査をお願いします。

記

1. 照会所在地 福岡県飯塚市 ●●1丁目2-3

2. 照会面積 100 m<sup>2</sup>

3. 地目 田畑 宅地 山林 原野 その他 ( )

4. 工事計画の内容 専用住宅建築のため

5. 工事予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

6. 添付資料 ・位置図 ・字図  
・現況図 ・計画平面図、基礎断面図等

7. その他

専用住宅建設・共同住宅建設等を具体的に  
お書きください。

概ねの工事予定期間で構いま  
せん

※1 添付書類はすべて揃わなくても申請は可能ですが、建物配置図面・基礎断面図がない場合は、工事による埋蔵文化財への影響が判断できませんので回答を保留させていただく場合があります。計画が決定し次第、不足図面を提出してください。

※2 土壌改良等をおこなう予定の場合は、その施工図面も添付してください。

【別紙2】（1枚目）

ご記入のしかた

日付は空けてください。

令和 第 年 月 号 日

福岡県教育委員会教育長 殿

建主・事業主体者さまのご住所・ご署名

住 所

氏名等

埋蔵文化財発掘の [ 届出・通知 ] について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のため発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号） [ 第93条第1項・第94条第1項 ] の規定により、別記1の事項について、関係書類を添付し、別記2のとおり [ 届出・通知 ] します。

【別紙2】（2枚目）

記入するところはありません。

別 記 1

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
7. 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の予定時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他の参考となるべき事項

[添付書類]

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

ご記入のしかた

【別紙2】(3枚目)

別記 2

93条第1項・94条第1項 (○で囲むこと)

市町村文

太線の中の指定されたところのみご記入ください。

教文第 号一 . 年 月 日

1. 所在地	飯塚市●●1丁目2-3		
2. 面積	100㎡		
3. 土地所有者	氏名等:	土地所有者さまのお名前とご住所をご記入ください。	
	住所:		
4. 遺跡の種類	集落跡・散布地 貝塚 都城・官衙跡 城館跡 社寺跡 生産遺跡 古墳・横穴 その他の墳墓 近世以降の単独遺跡 ( ) その他 ( )		
遺跡の名称	文化財保護推進室で記入します。		員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 古代 中世 近世 その他 ( ) 不明		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 住宅 <b>個人住宅</b> 工場 店舗 個人住宅兼工場または店舗 その他建物 ( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備事業 その他の農業関係事業 土砂採取 その他開発 ( ) 自然崩壊 遺跡整備		
工事の概要	個人住宅の新築		
6. 工事主体者	氏名:	1枚目と同一の建主・事業主体者さまのお名前とご住所をご記入ください。	
	住所:		
7. 施工責任者	氏名:	施工責任者の方は、未定でもかまいません。	
	住所:		
8. 着手予定時期	年 月 日	9. 終了予定時期	年 月 日
10. 参考事項			

指示事項	発掘調査	工事立会	慎重工事
------	------	------	------

起案	決裁
----	----

着手予定時期の詳細が決まってい  
ない場合は、「未定」と記入してく  
ださい。

※この書類は工事着工 60 日前までの提出  
なので注意してください。

[注意事項] ① 届出・通知者は太線内のみを記入してください。 ② 遺跡の種類・現状・時代及び  
工事目的欄は、該当事項を○で囲み、該当項目のない場合は ( ) 内に記入してください。